

# 大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員給与規程

平成16年 4月 1日  
規 程 第 3 5 号  
平成17年11月28日改正  
平成18年 3月31日改正  
平成19年 3月26日改正  
平成19年 7月20日改正  
平成20年 1月15日改正  
平成20年 3月28日改正  
平成20年 7月15日改正  
平成21年 3月23日改正  
平成21年 6月25日改正  
平成21年 9月 9日改正  
平成21年11月30日改正  
平成21年12月17日改正  
平成22年 3月26日改正  
平成22年11月30日改正  
平成23年 1月11日改正  
平成23年 3月28日改正  
平成24年 3月30日改正  
平成25年 3月26日改正  
平成25年12月 3日改正  
平成26年 4月14日改正  
平成26年12月17日改正  
平成27年 3月23日改正  
平成27年 9月 7日改正  
平成28年 3月15日改正  
平成29年 1月30日改正  
平成29年 3月27日改正  
平成30年 1月29日改正  
平成31年 1月28日改正  
令和 2年 1月27日改正  
令和 3年 1月25日改正  
令和 4年 5月30日改正  
令和 5年 2月27日改正  
令和 5年12月11日改正  
令和 6年 1月29日改正

## (目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）に基づき、大学共同利用機関法人人間文化研究機構（以下「機構」という。）に勤務する職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

## (法令との関係)

第2条 給与の支給等に関して、この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の法令の定めるところによる。

(給与の種類)

第3条 職員(外国人研究員を除く。)の給与は、基本給及び諸手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支給する。

- 一 基本給は、本給(第23条の規定による本給の調整額を含む。)とする。
  - 二 諸手当は、扶養手当、機関長手当、管理職手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。
- 2 外国人研究員の給与は、基本給及び諸手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支給する。
- 一 基本給は、本給とする。
  - 二 諸手当は、通勤手当のみとする。

第3条の2 前条の規定に関わらず、特定のプロジェクトを担当する研究教育職員で年俸制によることが適切であると認める者の給与は、本人の同意を得て、別に定める年俸制給与規程に基づき支給する。

(給与の支給日)

第4条 本給、扶養手当、管理職手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当は、当月1日から末日までの勤務期間について、その月の月額的全額を毎月17日に支給する。超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当は、その月の分を翌月17日に支給する。ただし、支給日(この項において、毎月17日を「支給日」という。)が日曜日に当たるときは、支給日の前々日(15日が休日に当たるときは、18日)に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に、支給日が休日に当たるときは翌日に支給する。

2 期末手当及び勤勉手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日(この項において、6月30日及び12月10日を「支給日」という。)が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。

(本給の決定及び適用範囲)

第5条 職員の受ける本給は、所定の勤務時間による勤務に対する報酬であって、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮して決定する。

2 本給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 一般職本給表(一) (別表第1)
- 二 一般職本給表(二) (別表第2)
- 三 研究教育職本給表 (別表第3)
- 四 指定職本給表 (別表第4)
- 五 外国人研究員の本給表(別表第5)

3 前項に掲げる、各本給表の適用範囲は、次に定めるところによる。

- 一 第一号の適用を受ける者 事務職員、技術職員
- 二 第二号の適用を受ける者 労務職員
- 三 第三号の適用を受ける者 研究教育職員、機関の長
- 四 第四号の適用を受ける者 機構長が定める者

五 第五号の適用を受ける者 外国人研究員

4 第2項第1号から第3号までの本給表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容並びにその級別の資格基準は、別に定める。

(本給等の改定)

第6条 機構長は、一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）の改正が行われた場合には、改正後の給与法、法人の収支状況、社会情勢等を斟酌の上、本規程を改正し、本給及び諸手当を改定することができる。

(初任給)

第7条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して、別に定める。

(昇格)

第8条 勤務成績が良好な職員で別に定める昇格基準に達した者は、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。

2 職員を昇格させる場合、その者の号給については、別に定める。

(昇給)

第9条 職員（指定職本給表の適用を受ける職員を除く。）の昇給は、別に定めるものを除き、毎年1月1日とする。

2 前項の規定により職員（次項に掲げる職員を除く。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、昇給日前1年間を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものにあつては、3号給）とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳（一般職本給表（二）の適用を受ける職員にあつては57歳）を超える職員の前項による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好以上であるものに限り、別に定めるところにより昇給させることができる。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

(扶養手当)

第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上である職員及び研究教育職員本給表の適用を受ける職員でその職務の級が6級である職員（以下、「一般（一）9級以上職員等」という。）に対しては次項第2号に該当する扶養親族（以下、「扶養親族たる子」という。）に係る扶養手当に限り支給し、指定職本給表の適用を受ける職員に対しては扶養手当を支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

三 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

四 満60歳以上の父母及び祖父母

五 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

## 六 重度心身障害者

- 3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下、「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（次の各号に掲げる職員（以下、「一般（一）8級職員等」という。）にあっては3,500円）、扶養親族たる子については一人につき10,000円とする。
  - 一 一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級である者
  - 二 研究教育職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級である者
  - 三 年俸制給与規程で定める年俸額本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級である者
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 新たに職員となった者に扶養親族（一般（一）9級以上職員等）にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般（一）9級以上職員等から一般（一）9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を機構長に届け出なければならない。
  - 一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（一般（一）9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
  - 二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般（一）9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）
- 6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（一般（一）9級以上職員等）にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、一般（一）9級以上職員等から一般（一）9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般（一）9級以上職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（一般（一）9級以上職員等）にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、解雇され、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が退職し、解雇され、又は死亡した日、一般（一）9級以上職員等以外の職員から一般（一）9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般（一）9級以上職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般（一）9級以上職員等）にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 7 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
  - 一 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合
  - 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般（一）9級以上職員等）にあっては、扶養親族たる子

- に限る。)で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- 三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある一般(一)9級以上職員等が一般(一)9級以上職員等以外の職員となった場合
  - 四 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある一般(一)8級職員等が一般(一)8級職員等及び一般(一)9級以上職員等以外の職員となった場合
  - 五 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で一般(一)9級以上職員等以外のものが一般(一)9級以上職員等となった場合
  - 六 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある職員で一般(一)8級職員等及び一般(一)9級以上職員等以外のものが一般(一)8級職員等となった場合
  - 七 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
- 8 前7項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(機関長手当)

- 第10条の2 機関長手当は、機関の長に支給する。ただし、指定職本給表の適用を受ける職員には支給しない。
- 2 前項の規定による機関長手当の額は別に定める。

(管理職手当)

- 第11条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち機構長が別に定める職員について、その特殊性に基づき支給する。ただし、指定職本給表の適用を受ける職員には支給されない。
- 2 前項の規定による管理職手当は、同項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号給の本給月額 $100分の25$ を超えてはならない。

(地域手当)

- 第12条 地域手当は、機構長が別に定める地域に在勤する職員に支給する。
- 2 地域手当の月額、本給、扶養手当、機関長手当及び管理職手当の月額の合計額に、それぞれの支給地域欄に掲げる区分に応じた、支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。
- 3 前項に規定する支給地域に在勤する教職員が、その在勤する勤務場所を異にして異動した場合(これらの教職員が当該異動の日の前日に在勤していた勤務場所に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合に限る。)、当該異動後の地域手当の支給割合が当該異動の日の前日に在勤していた地域の支給割合に達しないこととなるときは、当該職員には第1項の規定にかかわらず当該異動の日から2年を経過するまでの間(第2号に定める割合が異動等後の支給割合以下となるときは、当該異動等の日から1年を経過するまでの間。以下この項において同じ。)、本給、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当の額を支給する。
- 一 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間  
異動等前の支給割合(異動等前の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあつては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号において同じ。)
  - 二 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。)  
異動等前の支給割合に $100分の80$ を乗じて得た割合

- 4 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の適用を受ける国家公務員（以下「給与法適用者」という。）、特別職に属する国家公務員、地方公務員又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人その他これに準ずると認められるものに使用される者（以下「給与法適用者等」という。）が、引き続き職員になった場合においては、前項の規定に準じて地域手当を支給する。

（広域異動手当）

第12条の2 職員がその在勤する勤務場所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務場所が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき別に定めるところにより算定した勤務場所間の距離（異動等の日の前日に在勤していた勤務場所の所在地と当該異動等の直後に在勤する勤務場所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と勤務場所との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する勤務場所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と勤務場所との間の距離が60キロメートル未満である場合であつて、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と勤務場所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として別に定める場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、本給、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に当該異動等に係る勤務場所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた勤務場所への異動等が予定されている場合は、この限りでない。

一 300キロメートル以上 100分の10

二 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

- 2 給与法適用者等であつた者から人事交流等により引き続き本給表の適用を受ける職員又は異動等に準ずるものとして別に定めるものがあつた職員であつて、これらに伴い勤務場所に変更があつたものには、別に定めるところにより、前項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。
- 3 前2項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前2項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前2項による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。
- 4 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（住居手当）

第13条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。ただし、指定職本給表の適用を受ける職員には支給されない。

一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第3号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国等から貸与された宿舎に居住し、使用料を支払っている職員その他別に定める職員を除く。）

二 第15条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号）第13条の規定による有料宿舎その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれ

らのものと権衡上必要があるとして機構長が別に定めるもの。

- 2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。
  - 一 前項第1号に掲げる職員次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
    - イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員  
家賃の月額から16,000円を控除した額
    - ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員  
家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額
  - 二 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（通勤手当）

第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
  - 二 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
  - 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。
- 一 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
  - 二 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

- イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円
- ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円
- ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円
- ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円
- ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円
- ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円
- ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円
- チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円
- リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円
- ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円
- ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円
- ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円
- ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円
- 三 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額
- 3 勤務場所を異にする異動（出向を含む。）又は在勤する勤務場所の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務場所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は移転の直前の住居（異動又は移転の日以後に転居する場合には、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 新幹線鉄道等に係る通勤手当支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- 二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当前項の規定による額
- 4 前項の規定は、検察官であった者又は国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の

適用を受ける職員、非特定独立行政法人、国家公務員、若しくは公庫・公団等の職員（公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫、国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人その他これに準ずると認められるものに使用される者）であった者（以下「国家公務員等職員」という。）から引き続き職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（職員となった日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等での利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の月額算出について準用する。

- 5 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあつては、別に定める期間）に係る最初の月の別に定める日に支給する。
- 6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。
- 8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

#### （単身赴任手当）

第15条 勤務場所を異にする異動（出向を含む。）又は在勤する勤務場所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（採用等の事情等を考慮して機構長が指定する職員に限る。）その他権衡上必要があると認められるものとして機構長が指定する職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合には、この限りではない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である職員にあつては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。
- 3 国家公務員等職員から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（採用等の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給

に関し必要な事項は、別に定める。

(特殊勤務手当)

第16条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を本給で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。ただし、指定職本給表の適用を受ける職員には支給されない。

2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

(超過勤務手当)

第17条 職員の勤務時間、休暇等に関する規程（以下「勤務時間等規程」という。）第2条に規定する所定の勤務時間を超えて勤務すること（以下「所定外勤務」という。）を命ぜられた職員には、所定外勤務をした全時間に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に所定外勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で当該次に掲げる各号に定める割合（午後10時から翌日の午前5時までの間（以下「深夜」という。）に勤務した場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

一 所定の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により所定の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。）における勤務 100分の125

二 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

三 1箇月当たりの所定外勤務が60時間を超えて行われた場合の前2号の勤務 100分の150

2 前項第3号の「1箇月当たり所定外勤務が60時間を超えて行われた場合」とあるのは、毎月1日を起算日とする前項の超過勤務手当の支給対象となる所定外勤務時間と次条第1号の休日給の支給対象となる日の勤務時間を合計した時間が60時間を超えて行われた場合とする。

3 前項の規定にかかわらず、勤務時間等規程第21条の2の代替休暇の取得に代えられた時間については、第1項第1号又は第2号に定める割合とする。

(休日給)

第18条 勤務時間等規程第12条の規定による休日（同規程第13条の規定により休日を振替えた場合、振替後の休日）において所定の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、その実際に勤務した全時間に対して、休日給を支給する。

2 休日給は、所定の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次項に定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項の割合は、前条第1項第2号及び同項第3号を準用する。

(夜勤手当)

第19条 所定の勤務時間として深夜に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務時間1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第20条 第17条から前条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、本給の月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び管理職手当の月額の合計額を当該年度の1月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額とする。

2 前項の本給の月額とは、第23条の規定による本給の調整額が含まれた額をいい、規定により本給を減ぜられているときでも、本来受けるべき本給の月額とする。

3 第1項の地域手当、広域異動手当の月額とは、前項の本給の月額に地域手当、広域異動手当の支給割合を乗じて得た額をいう。

(宿日直手当)

第21条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき4,200円を支給する。ただし、指定職本給表の適用を受ける職員には支給されない。

2 前項の勤務は、第17条から第19条までの勤務には含まれないものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第22条 第11条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要及びその他業務上の必要により勤務時間等規程第10条に規定する週休日又は同規程第12条に規定する休日に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、当該職員が災害への対処等のため、臨時又は緊急及びその他業務上の必要により午後10時から午前5時までの間に正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

(本給の調整額)

第23条 本給の調整額は、機構長が別に定める適用区分表に掲げる勤務箇所等に勤務する職員（その勤務箇所に所属し、かつ、現に主たる勤務の場所としている場合に限る。）に支給する。

2 本給の調整額は、当該職員に適用される本給表及び職務の級に応じて別に定める調整基本額表に掲げる調整基本額にその者に係る適用区分表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、その額が本給月額の100分の25を超えるときは、本給月額の100分の25に相当する額とする。

3 前2項に定めるもののほか、本給の調整額の支給に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

(期末手当)

第24条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び平成22年11月30日改正給与規程附則（以下、本条及び次条において「附則」という。）第2条第5号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ第4条第2項で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、解雇された職員又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても同様とする。なお、基準日に退職し、解雇された職員又は死亡した職員及び同日に新たに職員となった者は職員に含まれる。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の122.5を乗じて得た額（一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上である者並びに同表及び指定職本給表以外の各本給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当する者（以下「特定幹部職員」という。）にあつては100分の102.5を乗じて得た額、指定職本給表の適用を受ける職員にあつては100分の63を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
- 一 6箇月 100分の100
  - 二 5箇月以上6箇月未満 100分の80
  - 三 3箇月以上5箇月未満 100分の60
  - 四 3箇月未満 100分の30
- 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは解雇し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは解雇し、又は死亡した日現在。附則第2条第5号において同じ。）において職員が受けるべき本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。
- 4 一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、同表及び指定職本給表以外の各本給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各本給表につき機構長が別に定めるもの並びに指定職本給表の適用を受ける職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に本給の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額にその職の職制上の段階、職務の級等を考慮して機構長が別に定める職員の区分に応じ、機構長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額（特定幹部職員並びに指定職本給表の適用を受ける職員にあつては、その額に本給月額に機構長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額、）を第2項の期末手当基礎額とする。
- 5 第2項に規定する在職期間は職員として在職した期間とする。ただし、基準日以前6箇月以内の期間において、国家公務員等職員が引き続き職員となった場合には、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、直前に属していた機関が期末手当を支給しない場合においては、期間に算入する。
- 6 職員が次の各号の一に該当する場合は、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は支給しない。
- 一 職員が基準日から支給日の前日までの間に、職員就業規則第36条の規定により懲戒解雇された場合
  - 二 職員が基準日から支給日の前日までの間に、職員就業規則第21条の規定により解雇された場合
  - 三 職員が基準日前1箇月以内又は基準日から支給日の前日までの間に退職し又は解雇された職員（前2号に掲げる者を除く。）で、退職し又は解雇された日から支給日の前日までの間に禁固以上の刑に処せられた場合
  - 四 次項の規定により期末手当の一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられた場合
  - 五 職員の育児休業等に関する規程（以下「育児休業等規程」という。）第4条及び第4条の2により育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がない職員
  - 六 職員の介護休業等に関する規程（以下「介護休業等規程」という。）により介護休業をしている職

員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がない職員

- 7 機構長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職し、又は解雇されたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
  - 一 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
  - 二 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、機構に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 8 機構長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
  - 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられなかった場合
  - 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
  - 三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 9 機構長は、一時差止処分を行う場合に、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

（勤勉手当）

- 第25条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第2条第6号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ第4条第2項で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間に応じた割合に機構長が別に定める成績率を乗じて得た額とする。
  - 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき本給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。
  - 4 前条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額に準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは「第25条第3項」と読み替える。
  - 5 前条第6項及び第7項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。
  - 6 前5項の規定に関するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

## 第26条 削除

### (休職者の給与)

第27条 職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により、職員就業規則第19条第1項第1号により休職にされた場合には、その休職の期間中、これに給与（基本給及び諸手当をいう。）の全額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところに従い、休業（補償）給付又は傷病（補償）年金（以下「労災保険給付」という。）がある場合には、給与の額から労災保険給付の額を控除した額）を支給する。

- 2 職員が前項の傷病以外の傷病により休職にされた場合には、その休職期間が1年（結核性疾病にあっては2年）に達するまでは、本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当の100分の80を支給することができる。
- 3 職員が職員就業規則第19条第1項第2号により休職にされた場合には、その休職期間中、本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 4 職員就業規則第19条第1項第3号（次号による場合を除く。）第4号、第7号による休職にされた場合には、その休職期間中、本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。
- 5 職員就業規則第19条第1項第3号の規定に該当して休職にされた場合で、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害によるものが業務上の災害によると認められるときは、100分の100を支給することができる。
- 6 職員就業規則第19条第1項第5号に規定する期間については、給与を支給しない。
- 7 休職期間中の職員に対しては、他に別段の定めがない限り、第1項から第5項まで及び第9項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 8 第2項から第4項までの規定による本給、地域手当及び広域異動手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。
- 9 第2項又は第4項に規定する職員が、当該各号に規定する期間内で第24条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、別に定める職員については、この限りでない。
- 10 第2項の休職期間の計算等については、機構職員の休職及び復職に関する規程第3条の規定を準用する。

### (派遣職員の給与)

第28条 職員就業規則第19条第1項第6号に定める派遣職員には、その派遣の期間中、本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当（以下「本給等」という。）のそれぞれ100分の70を支給することができる。ただし、派遣職員の派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、あらかじめ機構長の承認を得て、本給等のそれぞれ100分の70を超え100分の100以内を支給することができる。その他必要な事項は、その都度機構長が定める。

### (育児休業等の給与)

第29条 職員育児休業規程第4条及び第4条の2により育児休業等をする職員の給与については、次

の各号に定めるとおりとする。

- 一 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。
- 二 育児休業をしている職員のうち、次に掲げるものに該当する職員については前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給することができる。
  - イ 第24条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員
  - ロ 第25条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員
- 三 育児休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、機構長が定めるところにより、号給を調整することができる。
- 四 職員が育児部分休業（育児休業規程第13条に規定する育児部分休業をいう。）により1日の所定の勤務時間の一部について勤務しない場合には、第32条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（介護休業等の給与）

第30条 職員介護休業規程により介護休業及び介護部分休業をする職員の給与については、第32条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（機構の命令により勤務させない場合の給与）

第31条 入所禁止又は退所等機構の命令により職員を勤務させない場合には、機構は当該職員に1日当たり平均給与の100分の60を支給するものとする。

2 前項の平均給与の計算方法については、第34条第1項の定めによる。

（給与の減額）

第32条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき、特に承認があった場合を除き、第20条に規定する勤務1時間あたりの給与額（円位未満四捨五入）にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

2 前項の規定により減額の対象となる時間数は、その給与期間における欠勤の時間数、部分休業の時間数及び介護休業の時間数の合計である。なお、合計時間数に1時間未満の端数が生じたときは、切り捨てる。

（本給の半減）

第33条 前条の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置（職員就業規則第29条）により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、本給の半額を減ずる。

2 前項の病気休暇期間の計算等については、勤務時間等規程第20条の規定を準用する。

- 3 前2項に規定するもののほか、第1項の勤務しない期間の範囲、本給の計算その他本給の半減に関し必要な事項は、機構長が定める。

(減給)

第34条 減給は、平均給与(算定すべき事由の発生した日(減給の意思表示が職員に到達した日)以前3箇月間における職員の平均給与をいい、その以前3箇月間とは、算定事由の発生した日は含まれず、その前日からさかのぼって暦日の3箇月について算定する。)に、職員に支払われた給与の総額を、その期間の総日数で割った金額とする。ただし、次の期間がある場合は、その日数及び給与額は先の期間及び給与総額には含まない。

- 一 業務上の傷病にかかり休職した期間
- 二 産前産後の休暇の期間
- 三 育児・介護休業期間
- 四 試用期間

2 前項ただし書の給与総額とは、算定期間中に支払われる労働基準法第11条に規定する給与のすべてをいう。ただし、次の給与については給与総額には含まない。

- 一 臨時に支払われた給与
- 二 期末手当及び勤勉手当

3 第1項ただし書に定める期間が、平均賃金を算定すべき事由の発生した日以前3箇月以上にわたる場合の平均賃金は、その期間の最初の日をもって、平均賃金を算定すべき事由の発生した日とみなす。

4 前3項までに定めるもののほか、減給に関し必要な事項は、労働基準法に従い機構長が定める。

(日割計算)

第35条 新たに職員となった者には、その日から給与を支給し、昇格等により、本給月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給与を支給する。

2 職員が退職し、又は失職した場合には、その日までの給与を支給する。

3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの給与を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により、給与を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から週休日を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

5 前4項の規定は、第11条に規定する管理職手当、第12条に規定する地域手当及び第12条の2に規定する広域異動手当の支給について準用する。

(端数計算)

第36条 第17条から第19条までの規程により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日給又は夜勤手当並びに第20条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第37条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるもの

とする。

(給与の支払)

第38条 職員の給与は、その全額を現金で、直接職員に支払うものとする。ただし、労使協定に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 職員が給与の全部又は一部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

3 前2項に規定するもののほか、給与の支払に関し必要な事項は、機構長が定める。

(実施に関し必要な事項)

第39条 職員の給与に関しては、本規程に定めるもののほか、本規程に関する運用・解釈等については機構長が別に定めることができるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(本給表)

2 本規程第1条に規定する職員のうち、施行日の前日において、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年4月3日法律第95号)第6条第1項に規定する俸給表の適用を受けていた職員(以下「承継職員」という。)の施行日における第5条第2項に規定する本給表は、行政職俸給表(一)については一般職本給表(一)とし、行政職俸給表(二)については一般職本給表(二)とし、教育職俸給表については研究教育職本給表とし、指定職本給表については指定職本給表とし、別に辞令を発せられない限り、それぞれ適用する。

(本給月額)

3 前項の適用を受ける職員の施行日における本給月額については、別に辞令を発せられない限り、当該職員が施行日の前日に受けていた級と同一とする。ただし、昇格又は昇給させることとなる職員については、一般職の職員の給与に関する法律及び人事院規則9-8(初任給、昇格、昇給等の基準)の規定により施行日の前日に受けていた号俸を受けるに至った時を基礎とし本給月額を決定する。

附 則

(施行期日)

1 この規程の改正は、平成17年12月1日から施行する。

(職務の級における最高の号給を超える本給月額等の切替等)

2 この規程の適用日の前日において、別表第1から別表第3までの本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた職員の施行日における本給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程の改正は、平成18年4月1日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

第2条 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、別に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号給の切替え)

第3条 切替日の前日において本規程別表第1から別表第4までの本給表の適用を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、次項及び次条に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)及びその者が旧号給を受けていた期間(別に定める職員にあっては、別に定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第2に定める号給とする。

2 前条後段の規定により新級を決定される職員(次項に規定する職員を除く。)の新号給は、新級、旧号給及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号給とする。

3 切替日の前日において指定職本給表の適用を受けていた職員の号給は、旧号給に対応する附則別表第4の新号給欄に定める号給とする。

(職務の級における最高の号給を超える本給月額等の切替え)

第4条 切替日の前日において、本規程別表第1から別表第3までの本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた職員の切替日における新号給は、別表第5に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第5条 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(本給の切替えに伴う経過措置)

第6条 切替日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額(平成21年11月30日改正職員給与規程の施行の日において次の各号に掲げる職員である者(以下「特定職員」という。))に達しないこととなる職員(別に定める職員を除く。)には、平成26年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額(平成22年11月30日改正職員給与規程附則第2条(以下本条において「附則第2条」という。))の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員のうちその職務の級が附則第2条の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下このこの項において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合(以下「特定職員となった日」という。))以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額を本給として支給する。

一 二に掲げる職員以外の職員(次の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員でその号給が次の表の号給欄に掲げる号給である者を除く。) 100分の99.1

二 指定職本給表の適用を受ける職員 100分の98.94

本給表	職務の級	号給
一般職本給表(一)	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで
一般職本給表(二)	1級	1号給から68号給まで
	2級	1号給から32号給まで
研究教育職俸給表	1級	1号給から44号給まで
	2級	1号給から32号給まで
	3級	1号給から12号給まで

2 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、本給を支給する。

3 切替日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、本給を支給する。

第7条 前条の規定による本給を支給される職員に関する本規程第11条第2項、第23条第2項及び第26条の規定の適用については、本規程第11条第2項中「調整前における本給月額」とあるのは「調整前における本給月額と平成18年4月1日改正職員給与規程附則第6条の規定による本給の額との合計額」と、第23条第2項及び第26条中「本給月額」とあるのは「本給月額と平成18年4月1日改正職員給与規程附則第6条の規定による本給の額との合計額」とする。

（平成19年3月31日までの間における本規程の適用に関する特例）

第8条 平成19年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる本規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条第2項	4号給	2号給
	3号給	1号給

（平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間における本規程の適用に関する特例）

第9条 平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる本規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条第2項	4号給	3号給

	3号給	2号給
--	-----	-----

(国立大学法人等との人事交流者の支給割合基準日の改正)

第10条 (削除)

附 則

(施行期日)

第1条 この規程の改正は、平成19年4月1日から施行する。

(平成23年3月31日までの間における管理職手当に関する経過措置)

第2条 平成18年4月1日改正人間文化研究機構職員給与規程附則第6条の規定による本給を支給される職員のうちその者の受ける本給月額と当該本給の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の本給月額を超える職員についての本規程第11条第2項の規定の適用については、平成23年3月31日までの間は、同項の規定中「職員の属する職務の級における最高の号給の本給月額」とあるのは、「職員の本給月額と平成18年4月1日改正人間文化研究機構職員給与規程附則第6条の規定による本給の額との合計額」とする。

(国立大学法人等との人事交流者の地域手当に関する特例)

第3条 (削除)

(広域異動手当に関する経過措置)

第4条 本規程第12条の2の規定は、平成16年4月2日から平成19年3月31日までの間に職員がその在勤する勤務場所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務場所が移転した場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動等の日から3年を経過する日までの間」とあるのは、「当該異動等の日から3年を経過する日までの間のうち、平成19年4月1日以後の期間について」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程の改正は、平成19年8月1日から施行する。

(平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間における本規程の適用に関する特例)

第2条 平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる本規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条第4項	2号給	1号給
--------	-----	-----

附 則

(施行期日)

第1条 この規程の改正は、平成20年1月15日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程の改正は、平成20年4月1日から施行する。

(国立大学法人等との人事交流者の地域手当に関する特例)

第2条 国立大学法人等との人事交流協定に基づき採用した職員（管理職手当の支給を受ける職員を除く。）において、当該異動後の地域手当の支給割合が異動の日の当日の交流元の国立大学法人等の地域手当（地域手当に相当する手当を含む。）支給割合（以下「異動当日の交流元の支給割合」という。）に達しないこととなるときは、第12条第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該異動の日から人事交流期間満了（人事交流協定に定める期間を延長した場合の期間を含む。）までの間、本給及び扶養手当の合計額に異動当日の交流元の支給割合（異動当日の交流元の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあつては、改定後の交流元の国立大学法人等の支給割合）を乗じて得た月額地域手当の額を支給することができる。

附 則

この規程の改正は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程の改正は、平成21年6月25日から施行し、平成21年6月1日から適用する。

(平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

第2条 平成21年6月に支給する期末手当に関する第24条第2項の適用については、同項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、「100分の75」とあるのは「100分の70」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程の改正は、平成21年10月1日から施行する。

(国立国語研究所の異動者にかかる経過措置)

第2条 この規程の施行日の前日において、独立行政法人国立国語研究所（以下「旧国語研」という。）に在職しており、旧国語研の解散により施行日において人間文化研究機構国立国語研究所に身分を承継された職員（以下「承継職員」という。）で新たな本給表の適用を受ける職員のうち、その者の受ける本給月額が施行日の前日に受けていた本給月額に相当する額（以下「前本給月額」という。）に達しないこととなる場合は、必要と認める間、当該受ける本給月額にかかわらず、前本給月額を本給

として支給することができる。

第3条 前条の規定にかかわらず、承継職員のうち、研究員となった職員の本給については、必要と認める間、本規程第5条第2項及び第3項の規定にかかわらず、機構長が別に定める研究職本給表等を適用する。

附 則

この規程の改正は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成22年1月1日から施行する。ただし、施行の日（以下「施行日」という。）の前日に機関の長として指定職本給表の適用を受ける者が、施行日以降に引き続き機関の長として在職する場合（再任による場合を含む。）は、第5条第3項第3号の規定にかかわらず、指定職本給表を適用する。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。

（育児休業復職時号給調整に係る経過措置）

第2条 施行日以前に育児休業を取得又は育児休業から復帰した職員について部内均衡上必要と認められる場合は、第29条第1項第3号中「100分の100以下」とあるのは「平成19年8月1日（以下「基準日」という。）以降の育児休業期間については100分の100以下、基準日の前日以前の育児休業期間については2分の1以下」と読替えてその者の受ける号給について必要な調整を行うことができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程の改正は、平成22年12月1日から施行する。

（55歳を超える職員の本給月額額の減額支給等について）

第2条 平成30年3月31日までの間、職員（次の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員（機関の長及び再任用職員を除く。）のうちその職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でない者に限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- 一 本給月額 当該特定職員の本給月額（当該特定職員が第33条の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同条本文の規定により半額を減ぜられた本給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の本給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の本給月額（当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、当該最低の号給の本給月額からその半額を減じた額。以下この号において

同じ。)に達しない場合(以下この項及び第3項において「最低号給に達しない場合」という。)にあっては、当該特定職員の本給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の本給月額を減じた額(以下この項及び附則第3項において「本給月額減額基礎額」という。))

二 管理職手当 前号に準ずる額

三 地域手当 当該特定職員の本給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、本給月額減額基礎額に対する地域手当の月額)

四 広域異動手当 当該特定職員の本給月額に対する広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、本給月額減額基礎額に対する広域異動手当の月額)

五 期末手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(第24条第4項の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額(同項に規定する別に定める管理又は監督の地位にある職員(以下この号において「管理監督職員」という。)にあつては、その額に、本給月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(同条第4項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額(管理監督職員にあつては、その額に、本給月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)

六 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(第25条第4項において準用する第24条第4項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内別に定める割合を乗じて得た額(同項に規定する別に定める管理又は監督の地位にある職員(以下この号において「管理監督職員」という。)にあつては、その額に、本給月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第25条第2項に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(同条第4項において準用する第24条4項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額(管理監督職員にあつては、その額に、本給月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第25条第2項に規定する割合を乗じて得た額)

七 第27条第1項から第5項まで、第7項及び第9の規定により支給される給与 当該特定職員に

適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 第27条第1項 前各号に定める額
- ロ 第27条第2項 第1号及び第3号から第5号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
- ハ 第27条第3項 第1号、第3号及び第4号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与にかかる割合を乗じて得た額
- ニ 第27条第7項 第1号及び第3号から第5号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与にかかる割合を乗じて得た額
- ホ 第27条第9項 第5号に定める額に100分の80を乗じて得た額

本給表	職務の級
一般職本給表(一)	6級
研究教育職本給表	5級

- 2 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は別に定める。
- 3 第1項の規定により給与が減ざられて支給される職員についての第17条から第19条まで並びに第29条、第30条並びに第32条に規定する勤務1時間当りの給与額は、第20条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給月額、管理職手当並びにこれらに対する地域手当、広域異動手当の月額合計額を当該年度の1月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、本給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び管理職手当の月額合計額を当該年度の1月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。
- 4 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。  
(その他必要な事項)

第3条 前条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規程の改正は、平成23年1月11日から施行し、平成23年1月1日から適用する。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この規程の改正は、平成23年4月1日から施行する。ただし、改正後の第27条第10項及び第33条の規定は、同日以後の病気休職期間及び同日以後に使用した病気休暇期間について適用する。

(平成23年4月1日における号給の調整等)

第2条 平成23年4月1日(以下「調整日」という。)において43歳に満たない職員(同日において、その職務の級における最高の号給を受けるもの及び指定職本給表の適用を受ける職員を除く。)のう

ち、平成22年1月1日（以下「調整対象昇給日」という。）において本規程第9条の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して次の各号の一に該当する者を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の調整日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

一 調整対象昇給日における本規程第9条の規定による昇給後の号給が、その職員の属する職務の級における最高の号給である職員（調整対象昇給日から調整日までの期間（以下「特定期間」という。）に本給表の適用を異にする異動又は本給表の適用を異にしない別に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動（以下「本給表異動等」という。）をした職員を除く。）

二 調整対象昇給日において決定された昇給の号給数が前年の昇給日後に新たに職員となった者として別に定める基準に従い決定された昇給の号給数（以下この号において「期間割昇給号給数」という。）である職員であって、当該期間割昇給号給数と、本規程平成18年改正附則第9条の規定の適用がないものとした場合の当該調整対象昇給日における期間割号給数とが等しくなるもの（次号及び次項第3号イにおいて「期間割非抑制職員」という。）（特定期間に本給表異動等をした職員を除く。）

三 特定期間に本給表異動等をした職員であって、調整対象昇給日の前日に当該本給表異動等があったものとした場合に、調整対象昇給日においてその職員の属する職務の級における最高の号給を受けることとなるもの又は期間割非抑制職員に該当することとなるもの

2 前項の当該職員との権衡上必要があると認められる職員は、調整対象昇給日に本規程第9条の規定により昇給した職員以外のうち、次に掲げるものとする。

一 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であって、平成19年1月1日以後に新たに職員となり、別に定める初任給に関する経過措置の適用を受けて号給を決定された職員であって、採用日から同経過措置による調整年数を遡った日が平成21年11月1日（新たに職員となった者の職務の級が、一般職本給表（一）7級以上であるものは、同年10月1日）前となるもの（新たに職員となった日から調整日までの間に本給表異動等をした職員及び次号に掲げる職員を除く。）

二 特定期間に国家公務員、他国立大学法人及び地方公務員等から人事交流等により引き続いて職員となった者（人事交流等により引き続いて職員となった日から調整日までの間に本給表異動等をした職員を除く。）

三 特定期間に本給表等異動等をした職員であって、次に掲げるもの

イ 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者以外の者又は当該期間に人事交流等により新たに職員となった者であって、調整対象昇給日の前日に当該本給表異動等があったものとした場合に、当該調整対象昇給日において受けることとなる号給がその職員の属する職務の級における最高の号給でなく、かつ、期間割非抑制職員に該当しないこととなるもの（次号に掲げる職員を除く。）

ロ 調整対象昇給日から調整日までの間に新たに職員となった者（人事交流等により新たに職員となった者を除く。）であって、新たに職員となった日から当該本給表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第一号に該当することとなるもの

3 前項までに定めるもののほか、調整対象昇給日以前において、休職にされていた期間、休暇のために引き続き勤務していなかった期間及び育児休業をしていた期間等がある職員であって、平成21

年1月1日から調整日の前日までの間に復職又は職務に復帰した場合、調整日以後に採用された職員のうち、調整日において43歳に満たない職員の初任給の号給を決定する場合その他の場合に、部内の他の職員との均衡を考慮して権衡上必要と認められる限度において、給与法適用者の例により、必要な調整を行うことができるものとする。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この規程の改正は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年4月1日における号給の調整)

第2条 平成24年4月1日において、36歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受けるもの及び指定職本給表の適用を受ける職員を除く。）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の本規程第9条の規定による昇給その他の号給の決定の状況（以下この条において「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があると認められる職員の平成24年4月1日における号給は、この項の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給（平成24年4月1日において30歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受けるもの及び指定職本給表の適用を受ける職員を除く。）のうち、調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があると認められる職員にあつては、2号給）上位の号給とすることができる。

2 前項の規定により号給の調整を実施する場合のほか、休職にされていた期間、休暇のために引き続いて勤務していなかった期間及び育児休業をしていた期間等がある職員の復職時の号給決定又は初任給決定の計算過程等における平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の昇給抑制の効果等考慮すべき状況が認められる場合に、部内の他の職員との均衡を考慮して、給与法適用者の例により必要な調整を行うことができるものとする。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

(平成25年4月1日における号給の調整)

第2条 平成25年4月1日において、31歳以上39歳未満の職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受けるもの及び指定職本給表の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日における本規程第9条の規定による昇給その他の号給の決定過程において昇給抑制の効果等が認められる場合（以下この条において「調整考慮事項が認められる場合」という。）において、31歳以上37歳未満の職員にあつては、いずれか2以上（37歳以上39歳未満の職員にあつては、いずれか1以上）の調整考慮事項が認められる場合は、当該職員の平成25年4月1日における号給は、この項の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とすることができる。

2 前項の規定により号給を調整する場合のほか、休職にされていた期間、休暇のために引き続いて勤務していなかった期間及び育児休業をしていた期間等がある職員の復職時の号給決定又は初任給決定の計算過程等において調整考慮事項が認められる場合は、部内の他の職員との均衡を考慮して、給与

法適用者の例により必要な調整を行うことができる。

附 則

この規程の改正は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成26年4月14日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

(平成26年4月1日における号給の調整)

第2条 平成26年4月1日において、38歳未満の職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受けるもの及び指定職本給表の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日における本規程第9条の規定による昇給その他の号給の決定過程においていずれも昇給抑制の効果等が認められる場合（以下この条において「調整考慮事項が認められる場合」という。）において、38歳以上40歳未満の職員にあっては、いずれか2以上の調整考慮事項が認められる場合において、40歳以上45歳未満の職員にあっては、いずれかの調整考慮事項が認められる場合においては、当該職員の平成26年4月1日における号給は、この項の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とすることができる。

2 前項の規定により号給を調整する場合のほか、休職にされていた期間、休暇のために引き続いて勤務していなかった期間及び育児休業をしていた期間等がある職員の復職時の号給決定又は初任給決定の計算過程等において調整考慮事項が認められる場合は、部内の他の職員との均衡を考慮して、給与法適用者の例により必要な調整を行うことができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程の改正は、平成26年12月17日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

(平成27年3月31日までの間における本規程の適用に関する特例)

第2条 平成27年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる本規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条第2項	4号給	3号給
	3号給	2号給

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(本給の切替えに伴う経過措置)

第2条 切替日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる職員（別に定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額（平成22年11月30日改正職員給与規程附則第2条（以下本条において「附則第2条」という。）の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうちその職務の級が附則第2条の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を本給として支給する。

2 切替日以降に新たに本規程の適用を受けることとなった職員について、国家公務員、地方公務員又は他の国立大学法人、大学共同利用機関法人等の職員であった者が、引き続き本機構の職員となった場合（退職手当の算定において在職期間が通算されることとなる場合に限る。）において、前項の規定による額を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前項の規定に準じて、本給を支給する。

(広域異動手当に関する経過措置)

第3条 改正後の規程第12条の2第1項中「100分の10」、「100分の5」とあるのは、平成28年3月31日までの間においては、それぞれ「100分の8」、「100分の4」と読み替える。

(単身赴任手当に関する経過措置)

第4条 改正後の規程第15条第2項中「30,000円」とあるのは、平成30年3月31日までの間においては、「26,000円」と読み替える。

附 則

この規程は、平成27年9月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成28年3月15日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(平成27年給与改正に伴う給与の支給等の特例)

第2条 平成27年3月23日改正附則第2条に該当する者のうち、本規程の給与改正の適用を受け、算出時の端数処理により施行日の前日に支給された本給及び諸手当等（給与の減額の規定等を適用された場合の額も含む）の額に達しない額となる場合は、施行日の前日に受けていた額を支給するものとする。

(単身赴任手当に関する経過措置)

第3条 平成27年4月1日改正職員給与規程附則第4条において「平成30年3月31日まで」とあるのは、「平成28年3月31日まで」と読み替える。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成29年1月30日から施行する。

(平成28年給与改正に伴う給与の支給等の特例)

第2条 この規程の施行日の前日から引き続き本規程の適用を受ける職員又は機構長が別に定める者については、改正後の大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)第5条第2項別表第1から別表第5の規定は平成28年4月1日から、改正後の職員給与規程第25条の規程は平成28年12月1日から適用する。

第3条 平成27年3月23日改正附則第2条に該当する者のうち、本規程の給与改正の適用を受け、算出時の端数処理により施行日の前日に支給された本給及び諸手当等(給与の減額の規定等を適用された場合の額も含む)の額に達しない額となる場合は、施行日の前日に受けていた額を支給するものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(平成28年給与改正に伴う給与の支給等の特例)

第2条 改正後の第10条第3項の規定に定める扶養手当の額は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間、第10条ただし書き及び当該規定を適用せず次の表に定める額とする。

改正後の第10条第2項各号に掲げる扶養親族	改正後の第10条に定める者	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
第1号	一般(一)9級以上職員等(改正後の第10条第1項に定めるものをいう。以下同じ。)	10,000円	6,500円	3,500円
	一般(一)8級職員等(改正後の第10条第3項各号に定めるものをいう。以下同じ。)	10,000円	6,500円	3,500円
	それ以外の者	10,000円	6,500円	6,500円
第2号	一般(一)9級以上職員等	8,000円	10,000円	10,000円
	一般(一)8級職員等	8,000円	10,000円	10,000円
	それ以外の者	8,000円	10,000円	10,000円
第3号から第6号まで	一般(一)9級以上職員等	6,500円	6,500円	3,500円
	一般(一)8級職員等	6,500円	6,500円	3,500円
	それ以外の者	6,500円	6,500円	6,500円

2 改正後の第10条第2項第1号に掲げる扶養親族がない場合にあつては、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間、そのうち1人につき次の各号に定める額とする。ただし、いずれに

も該当する場合には、第1号に定める額とする。

一 改正後の第10条第2項第2号 10,000円

二 改正後の第10条第2項第3号から第6号まで 9,000円

3 改正後の第10条第5項については平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間、当該規定は適用せず、次の表の左欄の期間に応じて右欄に定める規定を適用する。

期間	規定
平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	<p>5 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を機構長に届け出なければならぬ。</p> <p>一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合</p> <p>二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）</p> <p>三 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）</p> <p>四 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）</p>
平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで	<p>5 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を機構長に届け出なければならぬ。</p> <p>一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合</p> <p>二 扶養親族足り要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）</p>

4 改正後の第10条第6項については平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間、当該規定は適用せず、次の表の左欄の期間に応じて右欄に定める規定を適用する。

期間	規定
平成29年4月1日から 平成32年3月31日まで	<p>6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、解雇され、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が退職し、解雇され、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</p>

5 改正後の第10条第7項については平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間、当該規定は適用せず、次の表の左欄の期間に応じて右欄に定める規定を適用する。

期間	規定
平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	<p>7 扶養手当は、次の各号に掲げる事実が生じた場合又は扶養手当を受けている職員について第5項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係る者がある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合</li> <li>二 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第5項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合</li> <li>三 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</li> </ul>
平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	<p>7 扶養手当は、次の各号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合</li> <li>二 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第5項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合</li> <li>三 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</li> </ul>
平成31年4月1日から 平成32年3月31日まで	<p>7 扶養手当は、次の各号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合</li> <li>二 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第5項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合</li> <li>三 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある一般（一）8級以上職員等（一般（一）8級職員等及び一般（一）9級以上職員等のことをいう。以下、同じ。）が一般（一）8級以上職員等以外の職員となった場合</li> <li>四 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある職員で一般（一）8級以上職員等以外の者が一般（一）8級以上職員等となった場合</li> </ul>

五 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
--------------------------------------------------------------

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成30年1月29日から施行する。

(平成29年給与改正に伴う給与の支給等の特例)

第2条 この規程の施行日の前日から引き続き本規程の適用を受ける職員又は機構長が別に定める者については、改正後の大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)別表第1から別表第5の規定は平成29年4月1日から、改正後の職員給与規程第25条の規程は平成29年12月1日から適用する。

第3条 平成27年3月23日改正附則第2条に該当する者のうち、本規程の給与改正の適用を受け、算出時の端数処理により施行日の前日に支給された本給及び諸手当等(給与の減額の規定等を適用された場合の額も含む)の額に達しない額となる場合は、施行日の前日に受けていた額を支給するものとする。

(平成30年4月1日における号給の調整)

第4条 平成30年4月1日において、37歳に満たない職員(同日において、その職務の級における最高の号給を受けるもの及び指定職本給表の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。)のうち、平成27年1月1日において本規定第9条の規定により昇給した職員、その他の号給の決定過程において同等の昇給抑制の効果等が認められる職員の平成30年4月1日における号給は、この項の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とすることができる。

附 則

第1条 この規程は、平成31年1月28日から施行する。

第2条 本規定第24条第2項に規定する期末手当の支給割合については、平成31年4月1日から適用する。適用日までの間は以下のとおり読み替えるものとする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては、100分の137.5を乗じて得た額(一般職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上である者並びに同表及び指定職本給表以外の各本給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当する者(以下「特定幹部職員」という。)にあっては6月に支給する場合においては、100分の102.5、12月に支給する場合においては、100分の117.5を乗じて得た額、指定職本給表の適用を受ける職員にあっては6月に支給する場合においては100分の62.5、12月に支給する場合においては100分の73.5を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

第3条 この規程の施行日の前日から引き続き本規程の適用を受ける職員又は機構長が別に定める者については、改正後の大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)別表第1から別表第5の規定は平成30年4月1日から、改正後の職員給与規程第25条の規程は平成30年12月1日から適用する。

附 則

第1条 この規程は、令和2年1月27日から施行する。

第2条 本規程第13条第1項及び第2項に規定する住居手当の支給額については、令和2年4月1日から適用する。適用日までの間は以下のとおり読み替えるものとする。

第13条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。ただし、指定職本給表の適用を受ける職員には支給されない。

- 一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第3号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国等から貸与された宿舎に居住し、使用料を支払っている職員その他別に定める職員を除く。）
  - 二 第15条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号）第13条の規定による有料宿舎その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があるとして機構長が別に定めるもの。
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。
- 一 前項第1号に掲げる職員次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
    - イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員  
家賃の月額から12,000円を控除した額
    - ロ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員  
家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額
  - 二 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 2 令和2年4月1日の前日において第13条の規定による住居手当を支給されていた職員で、改正により同条で定める手当額が2,000円を超える減額となる職員については、令和3年3月31日までの間、改正前の同条に定める手当額から2,000円を減じた額を住居手当として支給する。

第3条 この規程の施行日の前日から引き続き本規程の適用を受ける職員又は機構長が別に定める者については、改正後の大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）別表第1から別表第5の規定は平成31年4月1日から、改正後の職員給与規程第13条の規程は令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年5月30日から施行する。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、令和5年2月27日から施行する。ただし、第24条及び第29条の改正は、令和4年10月1日から適用する。

(令和4年給与改正に伴う給与の支給等の特例)

第2条 この規程の施行日の前日から引き続き本規程の適用を受ける職員又は機構長が別に定める者については、改正後の大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)別表第1から別表第3の規定は令和4年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和5年12月11日から施行する。

(令和5年就業規則改正に伴う給与の支給等の特例)

第2条 当分の間、職員就業規則第3条第2項及び第3項に定める職員の本給月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(以下「特定日」という。)以後、当該職員に適用される本給表の本給月額のうち、第7条及び第8条の規定により当該職員の属する職務の級並びに第8条第2項、第9条及び大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則第22条の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

2 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

一 人間文化研究機構職員任免規程(平成16年4月1日規程第24号)第4条第2項及び第3項により任期を定めて任用する臨時的職員

二 職員就業規則第14条の2第1項又は第2項の規定により同規則第14条の2第1項に規定する異動期間(同規則第14条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同規則第14条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員

3 職員就業規則第14条の2第3項に規定する他の職への降任をされた職員であつて、当該他の職への降任をされた日(以下この項及び附則第5条において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第2条の規定により当該職員が受ける本給月額(以下この項において「特定日本給月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた本給月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎本給月額」という。)に達しないこととなる職員(機構長に特に承認を得た職員を除く)には、当分の間、特定日以後、附則第2条の規定により当該職員が受ける本給月額のほか、基礎本給月額と特定日本給月額との差額に相当する額を本給として支給する。

4 前項の規定による本給の額と当該本給を支給される職員が受ける本給月額との合計額が第7条及び第8条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の本給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎本給月額と特定日本給月額」とあるのは、「第7条及び第8条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の本給月額と当該職員が受ける本給月額」とする。

5 異動日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員であつて、同項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員が受ける本給月額のほか、理事の承認を得て、前2項の規定に準じて算出した額を本給として支給する。

6 附則第2条第3項又は前2項の規定による本給を支給される職員以外の附則第2条第1項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該本給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員が受ける本給月額のほか、機構長が定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を本給として支給する。

7 附則第3条又は前2項の規定による本給を支給される職員に対する第24条第4項(第25条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「本給月額」とあるのは、「本給月額と附則第3条、附則第5条又は附則第6条の規定による本給の額との合計額」とする。

## 附 則

第1条 この規程は、令和6年1月29日から施行する。

第2条 本規程第24条第2項に規定する期末手当の支給割合については、令和6年4月1日から適用する。適用日までの間は以下のとおり読み替えるものとする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、令和5年6月に支給する場合には100分の120、令和5年12月に支給する場合には、100分の125を乗じて得た額（一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上である者並びに同表及び指定職本給表以外の各本給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当する者（以下「特定幹部職員」という。）にあっては令和5年6月に支給する場合には、100分の100、令和5年12月に支給する場合には、100分の105を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

第3条 この規程の施行日の前日から引き続き本規程の適用を受ける職員又は機構長が別に定める者については、改正後の大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）別表第1から別表第5の規定は令和5年4月1日から、改正後の職員給与規程第25条の規程は令和5年12月1日から適用する。

別表第1 一般職本給表(一)(第5条関係)

適用日:令和5年4月1日

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号給	本給月額									
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900	523,100
2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000	526,000
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000	529,100
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000	532,200
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000	535,300
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000	537,600
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000	540,100
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100	542,500
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800	544,900
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900	546,700
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900	548,500
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000	550,400
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700	552,100
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000	553,500
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300	554,800
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600	555,900
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600	557,200
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000	558,200
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500	559,100
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900	560,000
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100	560,900
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500	
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000	
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500	
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600	
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700	
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900	
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100	
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100	
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000	
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900	
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800	
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600	
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500	
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200	
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700	
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400	
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000	
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800	
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400	
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900	

42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000		
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400		
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700		
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000		
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300			
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700			
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400			
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900			
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300			
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700			
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100			
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500			
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900			
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300			
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600			
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900			
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300			
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600			
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900			
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200			
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300				
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600				
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900				
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200				
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500				
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800				
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100				
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300				
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600				
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900				
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100				
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300				
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600				
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900				
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100				
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300				
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600				
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900				
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100				
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300				
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600				
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900				
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100				
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300				
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300					

87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600					
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800					
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000					
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300					
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600					
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800					
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000					
94		295,900	343,600							
95		296,200	344,100							
96		296,600	344,500							
97		296,800	344,700							
98		297,100	345,100							
99		297,500	345,500							
100		297,900	345,800							
101		298,100	346,100							
102		298,400	346,500							
103		298,800	346,900							
104		299,100	347,300							
105		299,300	347,800							
106		299,600	348,200							
107		300,000	348,600							
108		300,300	349,000							
109		300,500	349,500							
110		300,900	349,900							
111		301,300	350,200							
112		301,600	350,500							
113		301,800	351,000							
114		302,000								
115		302,300								
116		302,700								
117		302,900								
118		303,100								
119		303,400								
120		303,700								
121		304,100								
122		304,300								
123		304,600								
124		304,900								
125		305,200								

別表第2 一般職本給表(二)(第5条関係)

適用日:令和5年4月1日

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円
1	147,100	200,200	219,900	260,200	285,500
2	148,100	201,200	221,000	261,400	287,300
3	149,100	202,200	221,900	262,400	288,900
4	150,100	203,000	222,800	263,500	290,500
5	151,200	203,700	223,800	264,200	292,100
6	152,300	205,200	225,100	265,200	293,400
7	153,400	206,500	226,300	266,100	294,500
8	154,400	207,600	227,400	267,000	295,700
9	155,300	208,900	228,700	267,600	296,900
10	156,400	209,600	230,300	268,300	298,600
11	157,500	210,400	231,800	269,100	300,300
12	158,600	211,100	233,000	269,900	301,800
13	159,500	212,200	234,100	270,700	303,100
14	160,600	213,100	235,300	271,500	304,600
15	161,800	214,000	236,500	272,300	306,000
16	162,900	214,800	237,400	273,100	307,300
17	164,000	215,700	238,000	273,800	308,800
18	165,400	216,700	238,400	274,800	310,300
19	166,700	217,600	238,800	275,700	311,900
20	167,900	218,500	239,300	276,500	313,500
21	169,000	219,200	239,800	277,400	314,500
22	170,200	220,000	241,100	278,000	315,900
23	171,400	220,800	242,300	278,700	317,200
24	172,600	221,400	243,200	279,400	318,500
25	173,700	222,100	244,300	279,900	319,600
26	175,200	222,600	245,500	280,600	321,000
27	176,700	223,000	246,700	281,400	322,400

28	178,200	223,500	247,900	282,100	323,800
29	179,600	224,100	248,700	282,900	325,300
30	181,000	225,100	249,800	283,800	326,500
31	182,500	226,000	251,000	284,600	327,800
32	184,000	226,600	252,100	285,400	329,000
33	185,400	227,100	253,200	286,100	330,000
34	187,100	228,100	254,100	287,000	330,900
35	188,800	229,100	255,000	287,900	332,000
36	190,500	230,100	256,000	288,800	333,100
37	192,200	230,600	257,000	289,400	334,200
38	193,300	231,700	257,800	290,200	335,200
39	194,700	232,800	258,600	291,000	336,200
40	195,800	233,800	259,500	291,800	337,200
41	196,800	234,500	260,400	292,400	338,100
42	198,200	235,500	261,300	293,400	339,000
43	199,400	236,400	262,200	294,400	339,900
44	200,600	237,200	263,200	295,300	340,800
45	202,100	238,000	263,800	296,000	341,700
46	203,100	238,800	264,700	296,900	342,700
47	204,000	239,500	265,700	297,800	343,700
48	205,100	240,100	266,600	298,600	344,600
49	206,200	240,700	267,600	299,200	345,500
50	207,200	241,600	268,400	299,800	346,400
51	208,100	242,500	269,200	300,400	347,300
52	209,100	243,300	269,900	301,100	348,100
53	210,200	244,200	270,500	301,700	348,900
54	211,200	245,100	271,300	302,500	349,700
55	212,100	245,700	272,100	303,200	350,500
56	213,000	246,400	272,900	303,900	351,200
57	213,900	247,200	273,500	304,500	351,900
58	214,500	247,900	274,400	305,200	352,700

59	215,200	248,600	275,300	305,900	353,500
60	216,000	249,200	276,200	306,500	354,100
61	216,800	249,800	277,100	307,100	354,800
62	217,300	250,600	278,100	307,800	355,500
63	217,800	251,400	278,900	308,500	356,200
64	218,300	252,000	279,800	309,100	356,900
65	218,800	252,600	280,600	309,600	357,500
66	219,400	253,100	281,400	310,100	358,000
67	220,000	253,500	282,200	310,700	358,500
68	220,500	253,900	282,900	311,300	359,000
69	220,800	254,600	283,500	311,900	359,400
70	221,100	255,100	284,300	312,300	
71	221,400	255,500	285,100	312,800	
72	221,700	255,800	285,800	313,300	
73	221,900	256,000	286,500	313,600	
74	222,300	256,300	287,200	314,100	
75	222,600	256,700	287,900	314,600	
76	223,000	257,100	288,700	315,000	
77	223,200	257,400	289,200	315,200	
78	223,700	257,800	289,700	315,500	
79	224,000	258,200	290,100	315,800	
80	224,300	258,600	290,500	316,100	
81	224,600	258,900	290,900	316,400	
82	224,900	259,200	291,300	316,700	
83	225,200	259,500	291,800	317,000	
84	225,500	259,700	292,300	317,300	
85	225,800	259,900	292,600	317,500	
86	226,100	260,100	293,100	317,900	
87	226,400	260,400	293,700	318,200	
88	226,700	260,700	294,200	318,400	
89	227,000	260,900	294,500	318,600	

90	227,400	261,100	295,000	318,900	
91	227,700	261,400	295,500	319,200	
92	228,000	261,600	295,800	319,500	
93	228,200	261,900	296,200	319,700	
94	228,500	262,200	296,700	320,000	
95	228,800	262,500	297,200	320,300	
96	229,100	262,700	297,700	320,500	
97	229,300	262,900	298,000	320,700	
98	229,600	263,200	298,400	321,000	
99	229,800	263,400	298,900	321,300	
100	230,100	263,700	299,400	321,500	
101	230,400	264,000	299,800	321,700	
102	230,600	264,200	300,200		
103	230,900	264,500	300,500		
104	231,200	264,800	300,800		
105	231,500	265,000	301,100		
106	232,000	265,200	301,500		
107	232,300	265,500	301,900		
108	232,600	265,700	302,300		
109	232,800	266,000	302,600		
110	233,200	266,300	303,000		
111	233,600	266,600	303,400		
112	233,900	266,800	303,700		
113	234,100	267,000	303,900		
114	234,600	267,300	304,200		
115	235,100	267,500	304,500		
116	235,600	267,700	304,700		
117	235,900	268,000	304,900		
118	236,300	268,300	305,200		
119	236,700	268,600	305,500		
120	237,000	268,900	305,700		

121	237,400	269,100	305,900		
122		269,300	306,200		
123		269,600	306,500		
124		269,900	306,700		
125		270,100	306,900		
126		270,300	307,200		
127		270,600	307,500		
128		270,900	307,700		
129		271,100	307,900		
130		271,300	308,200		
131		271,600	308,500		
132		271,900	308,700		
133		272,100	308,900		
134		272,300			
135		272,600			
136		272,900			
137		273,100			

別表第3 研究教育職本給表(第5条関係)

適用日:令和5年4月1日

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円
1	190,900	233,100	290,700	335,600	410,200	535,900
2	193,000	235,400	293,300	338,500	412,500	538,900
3	195,100	237,600	295,700	341,500	414,600	542,000
4	197,100	239,600	298,000	344,500	416,700	545,100
5	199,000	241,700	300,300	347,400	418,600	548,100
6	201,400	243,400	302,600	349,800	421,000	550,500
7	203,900	245,100	304,700	352,300	423,200	553,000
8	206,300	246,900	306,900	354,700	425,500	555,400
9	208,700	249,000	309,200	357,200	427,200	557,700
10	211,100	251,300	311,600	359,800	429,700	559,500
11	213,500	253,600	314,000	362,400	431,900	561,400
12	215,800	255,600	316,400	365,200	434,100	563,300
13	217,900	257,700	318,700	367,800	435,500	565,000
14	219,800	260,100	320,700	369,500	437,700	566,400
15	221,500	262,400	322,700	371,700	439,900	567,700
16	223,300	264,700	324,400	373,900	442,200	568,900
17	225,300	266,600	326,400	375,600	444,300	570,200
18	226,700	269,400	328,200	377,600	446,600	571,000
19	228,000	272,200	330,000	379,600	448,800	571,700
20	229,400	274,900	331,700	381,400	451,100	572,400
21	230,900	277,600	333,100	383,200	453,100	573,200
22	232,700	280,200	335,500	384,700	455,400	
23	234,500	282,700	337,600	385,900	457,800	
24	236,100	285,100	339,800	387,100	460,100	
25	237,900	287,500	341,600	388,200	462,100	
26	240,000	290,000	343,500	389,900	464,200	
27	242,000	292,400	345,600	391,600	466,300	

28	244,000	294,900	347,700	393,300	468,400	
29	245,800	297,300	349,600	395,000	470,400	
30	247,700	299,600	351,500	396,600	472,700	
31	249,700	301,800	353,300	398,000	474,900	
32	251,700	304,000	355,000	399,300	476,800	
33	253,600	306,200	356,900	400,900	478,700	
34	255,000	308,400	358,500	402,500	480,800	
35	256,300	310,900	360,000	404,000	483,000	
36	257,600	313,100	361,400	405,700	485,000	
37	258,900	315,400	362,800	406,800	487,100	
38	260,200	316,700	364,800	408,300	489,100	
39	261,500	318,300	366,700	409,800	491,000	
40	262,900	319,700	368,400	411,000	492,900	
41	264,600	321,100	370,100	411,900	494,900	
42	266,200	321,500	371,900	413,500	496,800	
43	267,600	321,900	373,500	415,000	498,500	
44	269,000	322,300	374,900	416,600	500,400	
45	270,200	322,900	376,600	417,900	502,300	
46	271,700	323,400	378,300	419,400	504,100	
47	273,300	324,200	379,800	420,800	505,900	
48	274,600	325,000	381,300	422,300	507,700	
49	275,700	325,600	382,800	423,600	509,400	
50	276,200	326,300	384,400	424,800	511,100	
51	276,600	327,000	385,900	426,100	512,900	
52	277,200	327,700	387,500	427,300	514,800	
53	277,600	328,700	388,600	428,000	516,300	
54	278,000	329,400	390,100	428,900	517,900	
55	278,300	329,800	391,500	429,800	519,600	
56	278,700	330,400	393,100	430,700	521,200	
57	279,100	330,800	394,400	431,500	522,800	
58	279,900	331,500	395,800	432,400	524,100	

59	280,700	332,200	397,100	433,300	525,400	
60	281,500	332,800	398,400	434,100	526,600	
61	282,200	333,500	399,600	434,800	527,800	
62	283,100	334,400	401,000	435,700	528,800	
63	283,900	335,300	402,400	436,700	529,800	
64	284,700	336,100	403,800	437,600	530,800	
65	285,400	336,800	404,800	438,500	531,400	
66	286,000	337,800	405,900	439,400	532,300	
67	286,800	338,500	406,900	440,400	533,200	
68	287,500	339,500	408,000	441,300	534,100	
69	287,900	340,100	408,900	442,300	535,000	
70	288,600	341,000	409,700	443,300	535,800	
71	289,300	341,900	410,500	444,200	536,500	
72	290,000	342,800	411,200	445,200	537,000	
73	290,700	343,100	411,900	446,200	537,700	
74	291,600	344,100	412,800	447,100	538,200	
75	292,500	345,100	413,600	448,000	539,000	
76	293,300	346,100	414,300	449,000	539,600	
77	293,800	347,100	414,900	449,800	540,100	
78	294,700	348,000	415,400	450,300	540,700	
79	295,600	348,900	415,800	451,000	541,300	
80	296,400	349,800	416,200	451,600	541,900	
81	297,200	350,700	416,500	452,400	542,500	
82	298,100	351,600	416,900	453,100		
83	298,900	352,500	417,200	453,400		
84	299,700	353,400	417,600	454,000		
85	300,200	354,000	417,900	454,400		
86	301,000	354,600	418,300	454,800		
87	301,800	355,200	418,700	455,200		
88	302,600	355,800	419,100	455,500		
89	303,200	356,300	419,400	455,800		

90	303,800	356,700	419,800	456,200		
91	304,400	357,100	420,200	456,600		
92	305,000	357,500	420,500	456,900		
93	305,600	357,900	420,800	457,200		
94	306,200	358,300	421,200	457,600		
95	306,800	358,800	421,500	457,900		
96	307,400	359,200	421,800	458,200		
97	307,900	359,800	422,100	458,500		
98	308,500	360,300	422,500	458,900		
99	309,100	360,700	422,800	459,200		
100	309,700	361,200	423,100	459,500		
101	310,000	361,600	423,400	459,800		
102	310,300	362,100	423,800			
103	310,600	362,400	424,100			
104	310,900	362,800	424,400			
105	311,200	363,300	424,700			
106	311,500	363,700	425,000			
107	311,800	364,200	425,300			
108	312,000	364,700	425,600			
109	312,400	365,100	425,900			
110	312,700	365,600	426,200			
111	313,100	366,100	426,500			
112	313,500	366,500	426,800			
113	313,800	366,900	427,100			
114	314,200	367,300	427,400			
115	314,500	367,800	427,700			
116	314,800	368,200	428,000			
117	315,000	368,600	428,200			
118	315,300	369,000				
119	315,700	369,500				
120	316,100	369,900				

121	316,300	370,200				
122	316,600	370,600				
123	317,000	371,100				
124	317,400	371,400				
125	317,600	371,800				
126	317,800	372,300				
127	318,100	372,800				
128	318,500	373,200				
129	318,700	373,600				
130	319,000	374,100				
131	319,400	374,600				
132	319,600	375,100				
133	319,800	375,600				
134	320,100	376,100				
135	320,500	376,600				
136	320,700	377,100				
137	320,900	377,600				
138	321,100	378,100				
139	321,300	378,600				
140	321,600	379,100				
141	322,000	379,600				
142	322,300					
143	322,600					
144	322,900					
145	323,300					
146	323,600					
147	323,800					
148	324,100					
149	324,500					
150	324,800					
151	325,100					

152	325,300					
153	325,600					
154	325,900					
155	326,200					
156	326,500					
157	326,700					

別表第4 指定職本給表(第5条関係)

適用日:令和5年4月1日

号 給	本給月額
	円
1	708,000
2	763,000
3	820,000
4	898,000
5	968,000
6	1,038,000
7	1,110,000
8	1,178,000